### はじめに

遠野市は、遠野南部家の城下町として、また沿岸と内陸を結ぶ交通の要衝の宿場町として栄え、その後、明治、昭和の大合併を経て平成17年10月に旧宮守村と旧遠野市が合併して新「遠野市」が誕生し、もうすぐ15年を迎えようとしています。この間、「永遠の日本のふるさと遠野」を総合計画の将来像に掲げ、市民一体となった新たなまちづくりに取り組んでまいりました。



遠野市長 本田 敏秋

都市計画分野におきましては、平成8年に「遠野市

都市計画マスタープラン」を策定し都市づくりのビジョンを掲げ、これまで土地区画整理、都市計画道路及び都市計画公園などの各種都市計画事業の実施にあたり、それらの基本的な方針を示す拠りどころとしての役割を果たしてきました。また、平成27年3月には、計画策定から概ね20年を迎えたことから、社会経済状況等の変化及び新たなまちづくりへの課題に対応するため、計画の改定を行いました。

このたび、平成30年3月に変更した新たな都市計画区域に対応するとともに、都市計画施設の変更状況、顕在化してきた「空き家」・「空き地」問題及び「コンパクトシティ」・「共生社会」などの新たな課題に対応するため、一部改定することとしました。昨年11月には、復興支援道路として整備が進んでいた国道340号立丸峠のトンネル整備が完了。本年3月には、東北横断自動車道釜石秋田線が全線開通し遠野住田インターチェンジ及び遠野インターチェンジが供用開始。さらに、遠野東工業団地の拡張整備も始まるなど、本市をとりまく交通・都市環境は大きく変わろうとしています。また、震災で失った市役所本庁舎は中心市街地にあるとぴあ庁舎に隣接して整備され、平成29年9月に開庁し新たなまちづくり拠点としてその役割を担っています。

これら変化のほか、全国的な潮流でもある人口減少、成長型社会から成熟型社会、拡 散型都市から集約型都市への転換、価値観の多様化などの諸変化を踏まえ、今後は、い かにして持続可能な都市運営をしていくかが大切になってまいります。

また、まちづくりの推進にあたっては、市民、企業、行政、皆が知恵と力を出し、互いに協力して進めていく、協働によるまちづくりが重要になってまいります。そのためにも皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、策定委員会委員、都市計画審議会委員並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

# 目 次

序章 都市計画マスタープラン改定にあたって 	
(1)都市計画マスタープラン改定の背景と目的	
(2)都市計画マスタープランの位置づけと役割	9
(3)計画期間	
(4)将来推計人口	4
(5) 対象区域	5
(6) 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第1章 遠野市の概況と課題	
(1) 遠野市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)市民意向調査	
(3) まちづくりの課題	25
第2章 全体構想	
(1) 将来都市像 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(2) まちづくりの目標設定	
(3)将来都市構造	36
(4)部門別の方針	
1) 土地利用の方針	42
2) 交通体系の整備方針	47
3)都市施設の整備方針(公園・緑地、供給処理施設)	50
4) 自然と共生するまちづくり方針	<b>5</b> 4
5) 景観形成の方針	56
6) 防災・防犯のまちづくり方針	<b>5</b> 8
第3章 地域別構想	
(1) 地域区分•地域将来像	
(2)遠野・綾織地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 松崎・土淵地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
(4) 書籍 • L郷地は	9/

第4章	計画実現に向けて
(1)	重点的施策 · · · · · · · 108
(2)	各種都市計画制度の活用 … 110
(3)	計画推進に向けた取り組み
(4)	都市計画マスタープランの進行管理と見直し
資料編	
(1)	遠野市都市計画マスタープラン策定委員会 116
(2)	市民説明会 · · · · · · 116
(0)	
(3)	パブリックコメント・・・・・・・116









# 序章 都市計画マスタープラン 改定にあたって

今回の都市計画マスタープランの 改定にあたっては、社会情勢や市民の ニーズの変化、市の施策の進捗状況、 関連計画との整合性などを総合的に 勘案して改定しました。

## 序章 都市計画マスタープラン改定にあたって

## (1)都市計画マスタープラン改定の背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針として中長期的視点に立って都市の将来像を示すものであり、また、「社会情勢の変化に応じ、適時適切に見直しを図るもの」と都市計画運用指針\*1で規定されています。

「遠野市都市計画マスタープラン」は、平成8年3月に策定され、総合計画に即したまちづくり指針としてその役割を果たしてきました。

その後、平成17年10月に旧遠野市と旧宮守村とが合併したことに伴い、「遠野市総合計画」を新たに策定し、「景観計画」や「環境基本計画」、「中心市街地活性化基本計画」などの都市計画に関する各種計画も策定しました。

一方、国においては、人口減少や少子高齢化の進行などの社会状況が大きく変化してきたことを受け、都市計画に関連した「景観法」の制定や「まちづくり三法(都市計画法・中心市街地活性化法・大規模小売店舗立地法)」の見直し、「遠野スタイル創造・発展総合戦略(まち・ひと・しごと総合戦略)」の策定などが行われました。また、岩手県では、「遠野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(遠野都市計画区域マスタープラン)」が策定されました。

さらに、都市をめぐる社会情勢に目を向けると、環境負荷低減に向けたまちづくり、安全で安心なまちづくり、コンパクトなまちづくりなどが求められております。

このような状況を踏まえ、「遠野市都市計画マスタープラン」は、策定から約 20年が経過した平成27年に改定を行いました。

さらに、その後の東北横断自動車道の開通に伴う遠野東工業団地の用途指定及 び都市計画区域の変更や、都市計画決定されている道路及び公園の見直しを行っ たことを受け、今回、計画の一部改定を行うこととなりました。

遠野市では、既存の都市施設\*2を有効に活用しながら、様々な機能をコンパクトに集約した都市構造への転換を目指し、今後も住み良いまちづくりを進めていきます。

#### 《まちづくりの視点》

- ■従来のまちづくりの方向 ○人口は増加する ○市街地を拡大する など
- ■これからのまちづくりの方向
  - ○人口減少でも都市の活力を維持 ○だれもが住みやすい都市
  - ○地球環境への負荷軽減 など

#### 用語解説

【※1運用指針】国の考え方を通知し、示したもの。

【※2都市施設】都市計画法に基づく道路や公園、下水道などの施設。

## (2)都市計画マスタープランの位置づけと役割

#### 1)計画の位置づけ

遠野市都市計画マスタープランは、遠野市が目指す魅力的な都市づくりをさらに展開すべく、市民の意見を反映し、都市計画法(第18条の2)に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定します。

また、上位計画である「遠野市総合計画」や岩手県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(遠野都市計画区域マスタープラン)などに即しながら、地域の将来像を示すもので、今後、都市づくりを行うための総合的な指針となるものです。

#### 〔遠野市が策定する計画〕

■遠野市総合計画

(基本構想・基本計画)

- ・市町村における計画的な行政運営の総合的な 指針
- ■国土利用計画遠野市計画
  - ・市土の利用に関する将来目標の設定と個別の 土地利用に関する諸計画の指針
- ■遠野スタイル 創造・発展総合戦略 (人口ビジョン・総合戦略)
  - ・少子高齢化を踏まえた人口の将来展望の提示 とそれを踏まえた目標及び施策

#### 〔県が策定する計画〕

■『整備、開発及び保全の方針』 (都市計画区域マスタープラン)

[都市計画法第6条の2]

・都市計画区域における都市計画 の整合性と一体性を確保するた めの指針

#### 〔分野別の計画〕

- 中心市街地活性化基本計画
- ·観光推進計画
- ・環境基本計画
- ・景観計画
- ・その他各種関連計画 等

#### 〔都市計画の基本的な方針〕

#### 遠野市都市計画マスタープラン

・岩手県が策定する「遠野都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針」(遠野都市計画区域マスタープラン)に即し、他の分野別・関連計 画などとの整合を図りながら、遠野市における都市づくりの総合的な指針

#### 〔個別の都市計画〕

- · 地区区分(用涂地域)
- · 都市施設(道路·公園等)
- ·市街地開発事業
- · 地区計画 等

#### 2)計画の役割

都市計画マスタープランには、次のような役割があります。

- 1) 市民の意見を反映した具体性のあるまちの将来像を明示 市民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに市民 の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来像を示します。
- 2) 市都市計画についての決定及び変更の指針 土地利用や都市施設などの個別の都市計画を決定する際の指針 となります。
- 3)個々の都市計画を相互に調整する体系的な指針 個別計画だけでなく、都市計画マスタープランで示した将来像に 基づき、土地利用や都市施設などの整備を進める際の相互の調整を 図る指針となります。

## (3)計画期間

都市計画マスタープランは、中長期を見据えたまちづくりの基本指針として、また、都市計画を継続的に先導する役割を持つことから、計画の開始を平成27年度(2015年度)とし、概ね20年後の平成47年度(2035年度)を目標年次とします。ただし、目指すべき将来像などが変更された場合には、上位計画や社会情勢の変化などを踏まえ、適切に見直しを行います。

計画始期目標年次平成27年度平成47年度(2015年度)(2035年度)

#### 中長期的なまちづくり

社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて見直し

### (4)将来推計人口

計画目標年次の平成47年度(2035年度)における本市の将来推計人口は、21,000人、都市計画区域内将来推計人口は12,500人と設定します。

平成47年度(2035年度)

市将来推計人口都市計画区域内将来推計人口

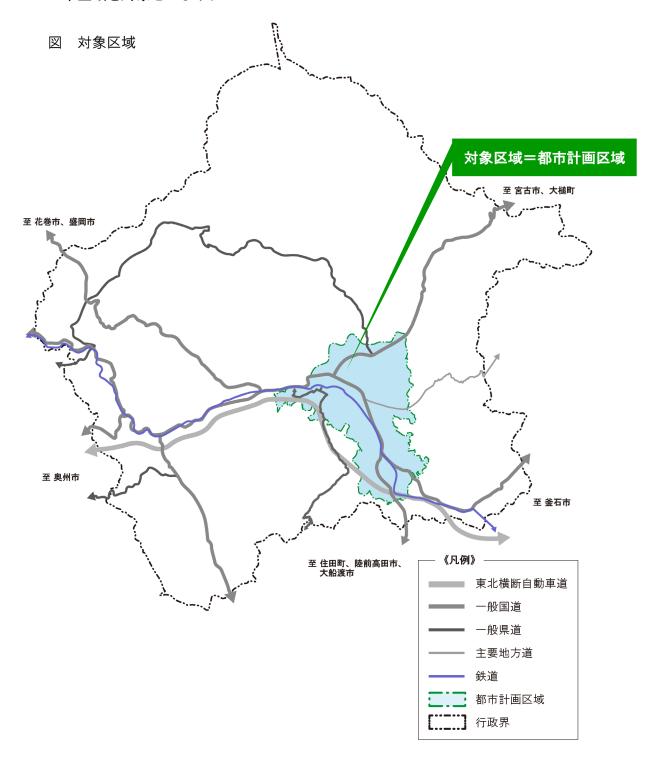
21,000人 12,500人

データ:市将来推計人口は国立社会保障・人口問題研究所による平成30年推計の市将来推計人口による。都市計画区域内将来推計人口は、同人口を人口ビジョンの町別人口推計及び国勢調査人口をベースにした按分により算定。

## (5) 対象区域

都市計画マスタープランは、「都市計画に関する基本的な方針」であることから、基本的に都市計画区域を対象とします。

ただし、都市政策やまちづくりを検討する必要のある方針などについて、遠野 市全域を対象とします。



## (6)計画の構成

都市計画マスタープランは、大きく、「全体構想」、「地域別構想」、「計画 実現に向けて」の3つの内容で構成されます。

#### 《計画の構成》

## 《遠野市の概況と課題》

市の概況や上位計画における位置づけ、市民意向等を踏まえたまちづくりの課題を整理します。



#### 第2章 全体構想

市全体のまちづくりの目標や整備方針を定めます。

#### ■将来都市像

都市計画マスタープランの核となる「テーマと基本目標」を設定します。また、将来都市構造は、「面」、「軸」、「拠点」の3つの視点から、本市の都市づくりにおいて基本的な方針を示すものです。

#### ■部門別方針

将来都市構造を踏まえ、「土地利用」、「交通体系」、「都市施設」、「自然との共生」、「景観」、「防災・防犯」の6つの部門について、より細やかな方針を示すものです。



#### 第3章 地域別構想

都市計画区域を3つに分け地域ごとの目標や整備方針を定めます。

遠野·綾織 地 域 松崎·土淵 地 域

青笹·上郷 地 域



#### 第4章 計画実現に向けて

都市計画マスタープランを実現する上で基本的な取り組みの方 針を示します。